改造自動車の申請に必要な書類

1/3 Ash: 2016.6.14

提出書面	審査内容	能力強度等の基準	計算書・検討書等の省略	備考
		能力強度等の検討は、自動車製作	次に該当する内容のものにあっ	
		者の定めるものなど適当と認めら	ては、計算書または検討書を省	
		れるもの以外については次によ	略することができる。	
		る。		
届出書	届出年月日、届出者名(改造施			
(第1号様式)	工車名)、住所および改造内容			
	等の記載事項が審査される。			
1.改造概要等説明書	(a) 記載事項が正確に記載さ			
(第2号様式)	れ、基準に適合していることを			
	確認される。			
	(b) 能力強度等検討欄に記載も			
	れがなく、基準に適合している			
	こと。			
	(c) 能力強度等に記載した数値			
	と検討書の内容が一致している		許容限度値の設定がない車両の	第1号様式
	こと。		場合には省略することができ	第2号様式
	(d) 主要諸元表の基準欄に軸重		る。	カ2つ(水工)
	および総重量の許容限度値を記			
	載し、安全側にあること。			
	(e) 届出者に交付する審査結果			
	通知書は訂正箇所のないもの。			
	(f) 改造の目的が適切なもので			
	あり、計算が適正であり、基準			
	以内であること。			
3.添付資料	改造内容に応じた資料(届出書			
	の裏面を参照)が添付されてい			
	ることが審査される。			
①改造概要等説明書	(a) 記載もれがないこと。			
(主要諸元比較表	(b) 主要諸元比較表および外観			
闌)および主要諸元	図の寸法との整合性がとれてい			
更目表	ること。			
2外観図	(a) 改造概要等説明書(主要諸			検査時には、改造自動車額
	元比較表欄)および主要諸元要			査結果通知書(写しでよ
	目表に記載されている寸法が正			い)に添付して提示する。
	確に記載されていること。			
	(b) 縮尺は任意とする。			
③改造部分詳細図	(a) 改造の方法および要領が適			
	切であること。			
	(b) 改造前後の比較により適切			
	な施工がされていること。			同上
	(c)車枠および車体にあって			
	は、切断、接合および補強方法			
	の検討を行う。			
9車枠(車体)全体	車枠の形状および寸法が適切に			
য	記載されていること。			
最大安定傾斜角度	各構成部材の重量および重心の	前車輪を持ち上げて重心の移動量	各構成部材の重量および重心高	計算値が保安基準の規定値
計算書	高さを細部にわたり計算し、こ	により重心位置を求める場合に	さより勘案して、改造前より最	より2度以上の余裕がない
	れに基づき検討した結果、基準	は、その揚程は60cm以上とする。	大安定傾斜角度が安全側もしく	場合は実測する。
	に適合していること。	計算により求める場合には、自動	は影響がないと認めらてるも	
		車検査業務等実施要領(以下「実	の。改造後の最大安定傾斜角度	
		施要領」という)の4-3-2(2)に	の実測証明がされているもの。	
		基づく算式で計算する。		

2/3 Ash: 2016.6.14

提出書面	審査内容	能力強度等の基準	計算書・検討書等の省略	// ASIT: 2016.6.14 備考
⑥制動能力計算書	(a) ドラムとシュー、タイヤと	(a) 制動力の算出は次の計算式に		
(路面の摩擦係数および踏力が適	よるものとする。	動停止距離の制動方法と同様の	
	切であり、計算が適正にされて	F≧0.5×(W+Wf)×10	測定結果であるものと認められ	
	いること。	F:制動力(N)	るもの。	
	(b) 制動停止距離または制動力	W:車両総重量(kg)		
	は十分な余裕があること。	Wf:回転部分相当重量(kg)		
	(c) トレーラーにあっては、非	普通トラック: 0.07W ₁		
	常ブレーキの取り付けについて	乗用車等: 0.05W ₁ (バス、トレー		
	確認される。	ラー、小型トラックを含む)		
	PERIO CHE DO	W ₁ : 車両重量		
		ただし、保安基準第12条第2項の適	i	
		用を受ける自動車(専ら乗用の用		
		に供する自動車)に制動力は次に		
		よるものとする。		
		F≧0.65×(W+Wf)×10		
		F:制動力(N)		
		W:車両総重量(kg)		
		Wf: 回転部分相当重量		
		(kg)(=0.05W) (b) エアーブレーキのエアー補助		
		能力は次の計算式による。		
		P ₆ =PO(Vt/V) ⁶ +XVO>4.5(絶		
		対圧)		
		VO=N/60×TηV ₁		
		P ₆ : 6回踏み後のエアータンク圧力		
		(kPa)		
		Po:初期圧力(800kPa)		
		V:Vt+Vp+Vc		
		Vt:エアータンク容積(L)		
		Vp:エアーは配管容積(L)		
		Vc: エアーチャンバー容積合計(L)		
		X: タンク配管およびチャンバー容		
		積により定まる定数		
		単車⋯0.12		
		連結車…0.05		
		Vo:空気補給量(Lsec)		
		N:原動機最高回転時のコンプレッ		
		サー回転数(rpm)		
		T:ブレーキ踏み間隔時間(sec)		
		η: コンプレッサー効率(0.6)		
		· V₁:コンプレッサー総排気量(L)		
⑦走行性能計算書	計算が適正であり、基準以内で	「連結車両の走行性能について」	原動機、減速装機構およびタイ	
	あること。	(昭和46年自車第651号) に基づ	ヤについて変更のないもので許	
		く算式で試算するものとする。	容限度以内のもの。	
⑧最小回転半径計算	計算が適正であり、基準以内で	計算により求める場合には、実施	軸距が最小回転半径に影響を与	計算値が11mを超える場合
書	あること。	要領の4-4に基づく算式で計算する		は実測する。
		ものとする。	ることが明らかなもの。改造後	10.54,//3 5 60
			の実測証明があるもの。	
	強度検討が適切であり、十分な	 強度計算書は(社)自動車技術会	(a) 前後軸重が許容限度以内で	
	強度が確保されていること。	が定めた自動車負荷計算基準に基	車体を改造したもの。ただし改	
計算書	強度が確保されていること。	づくものとする。	造後の荷重状態が著しく異なる	
		強度検討は、曲げ応力およびせん		
			場合は除く。	
		断力を検討し、次の安全率以上で	(b) 車枠を短縮したものにあっ	
		あるものとする。	ては、省略することができる。	
		破壊安全率…1.6	(c)モノコックボディの改造	
		降伏安全率…1.3	において、実車を用いてストレ	
			ン・ゲージ等により車体の歪み	
			について測定したものは、その	
			成績書をもって強度計算書に代	
			えることができる。この場合の	
	1	1	強度の安全率は、次のとおりで	
			温度の文工中は、次のこのうと	
			あるものとする。	

提出書面	審査内容	能力強度等の基準	計算書・検討書等の省略	備考
⑩動力伝達装置強度	(a) 強度検討が適切であり、十	(a) 強度検討は、曲げ応力および	(a) 原動機の変更または動力伝	
検討書	分な強度が確保されているこ	せん断力を検討し、次の安全率以	達機構の変更によるもので、プ	
	۷.	上であるものとする。	ロペラシャフトおよび駆動軸の	
	(b) 伝達トルクまたは回転数が	破壞安全率…1.6	最高回転数並びに伝達最大トル	
	増加するものにあっては、プロ	降伏安全率…1.3	クがその標準車のそれより小さ	
	ペラシャフトおよび駆動軸の強	(b) 曲げとせん断を受ける駆動軸	いもの。	
	度または危険回転数に対する安	等にあっては、合成応力について	(b) 標準車のプロペラシャフト	
	全性を確保する。	検討する。	を短縮したもの。	
	(c) プロペラシャフトを延長す	(c) プロペラシャフトについて		
	るものにあっては、危険回転数	は、危険回転数に対する安全率Nc		
	に対する安全性を確認する。	Npは、1.3以上であるものとす		
	(d) 断面形状を変更するもの	る。		
	にあっては、危険回転数に対す	Nc : プロペラシャフトの危険回転		
	る安全性を確認する。	数		
		Np:最高速度時におけるプロペラ		
	強度が確保されていること。	シャフトの回転数		
①主行特署改商投票	改度検討が適正でもり エム+>	@/==I*		
⑪走行装置強度検討 ま	強度検討が適正であり、十分な	9に同じ		
書 ②操縦装置強度検討	強度が確保されていること。 強度検討が適正であり、十分な	(a) キャンピングまたは前輪操向		
也未被衣自浊及快的 書	強度が確保されていること。	軸回りには、0.1×前輪荷重/2×		
盲				
		9.8N・mのトルクが作用するもの		
		として計算するものとする。 (b) かじ取りハンドルには、次の		
		トルクが作用するものとして計算		
		するものとする。		
		大型トラック、バス等… 35yx		
		9.8N · m		
		小型・乗用車… 15γ×9.8N・m		
		γ: ハンドルの半径(m)		
		おお、パワーステアリングを装着		
		したものにあっては、アシストカ		
		を考慮した値としても差し支えな		
		いものとする。		
		(c) ドラッグリンク、タイロッド		
		 等の改造にあっては、座屈強度を		
		検討する。		
		(d) 上記 (a) 、 (b) および		
		(c) により検討した結果、破壊安		
		全率は1.6以上であるものとする。		
⑬制動装置強度検討	強度検討が適正であり、十分な	強度検討は、次の力が作用した場		
書	強度が確保されていること。	合において、各部の強度の破壊安		
		全率は1.6以上であるものとする。		
⑭緩衝装置強度検討	強度検討が適正であり、十分な	9に同じ		
書	強度が確保されていること。			
⑤連結装置強度検討	強度検討が適正であり、十分な	トレーラーの連結装置に作用する		
書	強度が確保されていること。	負荷をトレーラーの車両総重量ま		
		たはトラクターの牽引力として検		
		討し、その強度の破壊安全率は1.6		
		以上であるものとする。		
⑩その他特に指示さ				
れた資料等				